福島県告示第七百三十九号

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

告

示

○都市計画を変更した件

○土地改良法により換地処分をした件 ○県営土地改良事業計画を変更した件

○一般競争入札を行う件 公 告

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

県

告

亦

土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 井田地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、 令和二年十 一月十日 下仁

福

福島県告示第七百三十八号

島

福島県知事 内 堀 雅 雄

縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書の写し

令和二年十一月十一日から 縦覧の期間

月三十日まで(二十日間)

いわき市役所 縦覧の場所

 \equiv

(農村計画課)

令和二年十月二十七日南会津西部地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定によ (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十九条の二第九項の規定により、

令和二年十一月十日

福島県知事

内

(農地管理課) 堀 雅 雄

福島県告示第七百四十号

り縦覧に供する。 項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 会津都市計画道路を変更した。 第二十 この変更に係る関係図書を次のとお 条第二項で準用する同法第十八条第

令和二年十一月十日

会津若松市高野町大字柳川のうち 新たに都市計画に含まれた土地の区域

福島県知事

内

堀 雅 雄

奈奈奈

字村西の一部の区域

会津若松市高野町大字上高野のうち

字下高野の一部の区域

会津若松市高野町大字木流のうち 字橋本の一部の区域

葟

会津若松市高野町大字中沼のうち

字鶴沼の一部の区域

会津若松市高野町のうち

鶴沼、下高野の各一部の区域

会津若松市町北町のうち

会津若松市神指町のうち 中地の一部の区域

榎木壇、高瀬新田、高瀬の各一部の区域

会津若松市神指町大字高瀬のうち

会津若松市神指町大字北四合のうち 字大道東、字滑田、字高瀬の各一部の区域

字東川原の一部の区域

縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

 \equiv 縦覧場所

査課 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調

都市計画課)

公

告

公告第246号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年11月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 供給期間 令和3年3月1日から令和4年2月28日まで
 - (4) 供給場所 福島県庁東分庁舎 (福島県福島市杉妻町5番75号) ほか16施設
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

- (5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年12月8日(火)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電 話 024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年12月8日(火)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年11月10日(火)から同年12月8日(火)まで(土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- 1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年11月20日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和2年12月24日(木)午前10時
 - (2) 場所 福島県自治会館502会議室 (福島県福島市中町8番2号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和 2 年 12月23日 (水) 午後 5 時15分までに 3 に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に 関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、契約希望金額の110分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を控除した金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦 情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320 号) 第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の 執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- 詳細は、入札説明書による。 (6) その他

Summary 11

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural East Wing and 16 other facilities 1 set
- Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 24 December 2020
- Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 23 December 2020
- Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7080

(施設管理課)

同同同監同同同同同同同同同同理役就同同同監同同同同同同同同同同同 理役退事別任 事別任し 事別任し まかん で と で を 佐 佐 安 畑 遠 舟 野 浦 滝 佐 髙 羽 鈴 氏 た 佐 佐 安 畑 遠 舟 野 浦 滝 佐 髙 羽 鈴 氏 た 佐 佐 安 畑 遠 舟 野 浦 滝 佐 髙 羽 鈴 氏 た 佐 佐 安 畑 遠 舟 野 浦 滝 佐 髙 羽 鈴 氏 た な 藤 藤 倍 正 藤 橋 田 木 名 役 藤 藤 倍 正 本 私 員 東根堰土地改良区工地改良区の名称 吉利好雄一光昭 吉利好雄幹矩正繁公俊壽一光昭 夫雄一夫一一一 矩正繁雄一夫 新 德治 次 公一 住所 福島市渡利字渡利町三五番地 福島市渡利字渡利町三五番地 同市保原町大柳字向原七四番地 同市保原町大泉字小作逢三番地 同市保原町金原町大泉字小作逢三番地 同市保原町金原町大泉字小作逢三番地 同市保原町金原田字北原二〇番地 同市保原町電源田字北原二〇番地 同市保原町富沢字稲荷内六四番地 同市保原町高沢字和香地二番地 同 市保原町字実町五五番地 同 市保原町字十二丁目一二番地同 市保原町大泉字小作逢三番地同 市保原町金原田字北原二〇番地同 市保原町舎原田字北原二〇番地同 市保原町舎原田子北原二〇番地 福島市岡部字西原五一番地 福島市渡利字渡利町三五番地伊達市梁川町細谷字浅間下八 伊達市保原町大柳字大日向八四番 同 市 岡島字宮沢一八番地

地

地

地

地

地地地

地三

公告第二百四十七号

令和二年十一月十日
つおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七 項の 規定により、

次

福島県知: 事 内 堀 雅

雄